埼玉県建設工事請負等指名競争入札執行要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ並びに調査、設計及び測量の業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者の指名）

第２条　建設工事等の入札参加者を指名するときは、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から選定し、なるべく５者以上を指名するものとする。

（指名及び入札の通知）

第３条　当該建設工事等の入札事務を所掌する課（所）長は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を電子入札システムにより、入札参加者に通知するものとする。ただし、やむを得ず書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）とする場合は、書面（様式第１号～第３号）により通知するものとする。

（設計図書等）

第４条　入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）並びにその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、指名及び入札の通知において明示するものとする。

２　入札参加者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加者に周知するものとする。

（現場説明）

第５条　現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札保証金）

第６条　入札保証金の納付及び減免については、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第101条に基づくものとする。

２　入札保証金は、入札後、様式第４号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

３　落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第４項の規定に基づき還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第７条　次の各号に掲げる案件について、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。この場合は、指名通知等において明示するものとする。

（１）工事

（２）設計額が500万円以上の建設工事に係る業務委託

（３）土木施設維持管理業務委託

（４）前２号のほか、発注者が内訳書の提出を必要と認めた業務委託

（入札の執行）

第８条　入札は、あらかじめ通知した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

２　原則、１者入札であるときは、入札を執行しない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、１者入札であっても執行できる。

（１）再度入札のとき

（２）一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき

（３）一般競争入札を行い不調不落となった入札を、指名競争入札に変更して行ったとき
（再度入札）
第９条　初度入札において落札者がないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。
２　再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格の100/110未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
３　第１項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がないときは、再度入札を行わないものとする。
４　再度入札は３回まで行うことができる。
（不落時の取扱い）
第10条　再度入札によっても、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないときは、日時を改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札、又は一般競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札、又は一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。
（入札の辞退）
第11条　入札の辞退は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。
２　前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について､不利益な取扱いを行わない。
（入札書の書換え等の禁止）
第12条　入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
（入札の取りやめ等）
第13条　知事又は発注機関の長は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第２条又は第３条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
２　天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。
（入札の無効）
第14条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格のない者がした入札
（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
（３）電子証明書を不正に使用した者がした入札
（４）郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
（５）不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
（６）談合その他不正行為があったと認められる入札
（７）入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
（８）紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
ア　記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
イ　代理人で委任状を提出しない者がしたもの
ウ　他人の代理を兼ねた者がしたもの
エ　２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの
（９）前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札
（落札者の決定）
第15条　入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
２　知事又は発注機関の長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知する。ただし、紙入札とした場合は、様式第５号により入札参加者に通知するものとする。

３　知事又は発注機関の長は、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書（心得標準様式第11号）を徴取するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて徴収するものとする。
４　知事又は発注機関の長は、第２項の通知後、契約書（案）、埼玉県建設工事請負契約約款（業務委託の場合にあっては、埼玉県委託契約約款又は埼玉県土木設計業務等委託契約約款若しくは埼玉県建築設計業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、様式第６号により、落札者に送付するものとする。なお、建設工事の場合は、あわせて誓約書（心得標準様式第14号又は第15号）を送付するものとする。

（くじによる落札者の決定）

第16条　落札者とすべき同額の入札をした者が２者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

（契約保証金）

第17条　契約保証金の納付及び減免については、財務規則第81条に基づくものとする。
２　契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第４号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
３　契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の２第２項の規定に基づき還付しないものとする。

（県議会の議決を要する契約）

第18条　県議会の議決を要する契約は、県議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書（心得標準様式第16号又は第17号）を取りかわすものとする。

（契約の確定）

第19条　契約は、知事又は知事から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。

（その他）

第20条　知事又は発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の１年７か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合はこの限りでない。
２　この要綱に定めがない事項は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
２　建設工事請負等指名競争入札執行要領（昭和55年７月１日制定）は、廃止する。
３　前二項の規定にかかわらず、平成22年３月31日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成24年１月20日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成24年１月19日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成24年３月31日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成25年３月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成25年２月28日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成27年３月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成27年２月28日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、平成29年３月31日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和元年10月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和元年９月30日までに指名通知を発したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和３年１月４日から施行する。

附　則
1　この要綱は、令和３年２月15日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和３年２月14日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和３年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和４年２月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和４年１月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和５年３月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附　則
1　この要綱は、令和８年12月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、令和８年11月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。